

**産業活動からの排水基準に関する環境大臣令（1995 年第 51 号）**

**（1995 年 10 月 23 日付）**

Ministerial Decree No. KEP-51/MENLH/10/1995

The Liquid Waste Quality Standard for Industrial Activities

Decree of the State Minister of Environmental Affairs

Number: KEP-51/MENLH/10/1995 Dated: 23 October 1995

環境大臣は、

以下の事項を考慮し、

- a. 人の生活及び生存、及びその他生物の生息及び生存に対して、有益であり続けられるように環境を保全するため、環境への排水の排出を抑制することが必要である。
- b. 産業活動は環境汚染を引き起こす可能性があるため、排水基準を規定して排水の排出を抑制する必要がある。
- c. 水質汚染の抑制に関する 1990 年政令第 20 号の第 15 条に規定されているように水質汚染を抑制するためには、産業排水の基準に関する環境大臣令で更なる規定を定めることが必要である。

以下の法令に留意し、

1. 1926 年公害法 (公害規制) 法令第 226 号、後に 1940 年法令 450 号によって最新版を改正及び補足。
2. 地方行政基本法 1974 年第 5 号 (1974 年官報第 38 号、官報追補第 3037 号)
3. 灌漑に関する 法律 1974 年第 11 号 (1974 年官報第 65 号、官報追補第 3046 号)
4. 環境管理法 1982 年第 4 号 (1982 年官報第 12 号、官報追補第 3215 号)
5. 工業に関する法律 1984 年第 5 号 (官報 1984 年 22 号、官報追補 3257 号)
6. 水産法 1985 年第 9 号 (1985 年官報第 46 号、官報追補第 3299 号)
7. 水規制制度に関する政令 1982 年第 22 号 (1982 年官報第 37 号、官報追補第 3225 号)
8. 水質汚染の抑制に関する政令 1990 年第 20 号 (1990 年官報第 24 号、官報追補第 3409 号)
9. 河川に関する政令 1991 年第 35 号 (1991 年官報第 44 号、官報追補第 3445 号)
10. 環境影響評価に関する政令 1993 年第 51 号 (1993 年官報第 84 号、官報追補第 3538 号)

11. 第 6 次開発内閣組閣に関する大統領令 1993 年第 96 号
  12. 各省庁の所掌及び各省庁の国家公務員の組織に関する大統領令 1993 年第 44 号
  13. 環境管理庁に関する大統領令 1994 年第 77 号
- 産業排水の基準に関する環境大臣令として以下のとおり規定することを決定する。

## 第 1 条

本大臣令で述べる用語の定義は、次の通りである。

14. 産業とは、使用上の付加価値を持たせるために、原材料、半製品及び/又は製品を加工する経済活動を言い、産業設計及び工学事業を含む。
15. 水質基準とは、環境へ排出されうる排水の上限を言う。
16. 排水とは、産業活動で発生し、環境へ排出することにより環境の質を低下させうる液状の廃棄物を言う。
17. 排水の水質とは、排水量、含有量及び汚染物質排出量を表す液体廃棄物の状態を言う。
18. 最大排水量とは、環境への排出を許容される最大の排水量を言う。
19. 最大含有量とは、環境への排出を許容される最大の含有量を言う。
20. 最大汚染物質排出量とは、環境への排出を許容される最大の排出量を言う。
21. 大臣とは、環境管理を任命された大臣を言う。
22. 環境管理庁とは、環境の影響を抑制する機関を言う。
23. 知事とは、第一レベル自治地域の州知事/首長、首都特別州 1 の知事/首長又は特別行政区 2 の首長/知事を言う。

## 第 2 条

(1) 産業排水の基準は以下の通りである。

1. 苛性ソーダは、別紙 A I 及び別紙 B I に定める。
2. 金属塗装は、別紙 A II 及び別紙 B II に定める。
3. 皮なめしは、別紙 A III 及び別紙 B III に定める。

---

<sup>1</sup> 首都特別州 (Special Region of Capital City) とは、ジャカルタ首都特別州など、州と同等の権限を持つ特別行政区 (日本の政令指定都市に該当)。

<sup>2</sup> 特別行政区 (Extraordinary region) とは、ジャカルタ首都特別州の他に、ジョグジャカルタ特別州、ナングロ・アチェ・ダルサラーム州、パプア州及び西パプア州の 4 つの州がある。その地位や宗教・民族・歴史的経緯に基づき、単一制度を基本としつつ特別な自治権が与えられている。

4. やし油は、別紙 A IV 及び別紙 B IV に定める。
  5. パルプ・紙は、別紙 A V 及び別紙 B V に定める。
  6. ゴムは、別紙 A VI 及び別紙 B VI に定める。
  7. 砂糖は、別紙 A VII 及び別紙 B VII に定める。
  8. タピオカは、別紙 A VIII 及び別紙 B VIII に定める。
  9. 繊維は、別紙 A IX 及び別紙 B IX に定める。
  10. 尿素肥料/窒素肥料は、別紙 A X 及び別紙 B X に定める。
  11. エタノールは、別紙 A XI 及び別紙 B XI に定める。
  12. グルタミン酸ソーダ (MSG) は、別紙 A XII 及び別紙 B XII に定める。
  13. 合板は、別紙 A XIII 及び別紙 B XIII に定める。
  14. 牛乳、食品は、別紙 A XIV 及び別紙 B XIV に定める。
  15. ソフトドリンクは、別紙 A XV 及び別紙 B XV に定める。
  16. 石鹼、合成洗剤、植物性油は、別紙 A XVI 及び別紙 B XVI に定める。
  17. ビールは、別紙 A XVII 及び別紙 B XVII に定める。
  18. 乾電池は、別紙 A XVIII 及び別紙 B XVIII に定める。
  19. 塗料は、別紙 A XIX 及び別紙 B XIX に定める。
  20. 製薬は、別紙 A XX 及び別紙 B XX に定める。
  21. 殺虫剤は、別紙 A XXI 及び別紙 B XXI に定める。
- (2) 第 1 条の(1)項で明記した産業の業種別の排水基準は、含有量を基に規定される本条項の(1)項の 20 号及び 21 号に明記された製薬業及び殺虫剤業を除いて、汚染物質排出量及び含有量を基に規定されている。
- (3)本条項の(1)項で明記した産業の業種は以下の通りである。
- a. 本大臣令の公布前にすでに運営している産業は、別表 A に明記されている排水基準の対象となり、遅くとも 2000 年 1 月 1 日までに、別表 B に明記されている排水基準を満たすことを義務付けなければならない。
  - b. 本条項の公布前に計画段階にあり、本条項の公布後に運営する産業は、別紙 A の排水基準の対象となり、遅くとも 2000 年 1 月 1 日までに、別紙 B の排水基準を満たすことを義務付けなければならない。
- (4) 別紙 B に明記された排水基準は、本条項の公布後に計画及び運営を開始する、本条項の(1)項で明記された産業の業種を適用する。
- (5) いかなる場合にも、本条項の別紙に明記された排水基準を超えてはならない。
- (6) 排水の最大排水量及び最大汚染物質排出量に関する計算は、本条項の別紙 D に定められている。

(7)本条項の(1)項に明記された排水基準は、少なくとも5年に一回は定期的に見直されなければならない。

### 第3条

- (1) その他諸大臣及び/又は独立政府関係機関の管理者から意見を求めた後、大臣は第2条(1)項で定めた産業業種以外の業種に対して排水基準を定めなければならない。
- (2) 本条項(1)項で明記した排水基準が定められていない場合には、知事は本条項の別紙Cで定めた排水基準を適用できる。
- (3) 知事は、大臣から許可を得た後に、本条項(2)項で定めた項目の数を調整できる。
- (4) 知事は、大臣から許可を得た後に、本条項の別紙A及びBに定めた排水基準の項目に追加して項目を定めることができる。
- (5) 大臣は、本条項(3)項及び(4)項で明記した申請を受け取った日から遅くとも営業日30日以内に、回答及び/又は許可を出さなければならない。
- (6) 本条項(5)項で定めた期間以内に回答及び/又は許可を出さない場合には、上述の申請は認められたと見なされる。

### 第4条

- (1) 知事は、本大臣令の別紙に定めた規定より厳しい排水基準を定めることができる。
- (2) 知事が、本大臣令の別紙で定めた排水基準より厳しい又は同等の排水基準を定めない場合には、本大臣令で定めた排水基準が適用されなければならない。

### 第5条

産業活動における環境影響評価が、第4条で定めた排水基準より厳しい基準を要求する場合には、環境影響評価によって要求された排水基準が、これら産業活動に対して定められる。

### 第6条

第2条(1)項で定められた産業活動に責任を持つすべての団体は、以下の通り義務付けられる。

- a. 環境へ排出する排水の水質が、すでに定められた排水基準を超えないように、排水管理をすること。
- b. 環境へ排水が浸透しないように、下水管を防水すること。
- c. 排水の排水量又は流速を計測し記録を毎日行うために、計測器を取り付けること。

- d. 排水を希釈しないこと。排水の流れの中に冷却システムから汚水を混ぜることを含む。
- e. 本大臣令の別紙に定めた排水基準項目の含有量を少なくとも1ヶ月に一回、定期的に検査すること。
- f. 排水を排出する下水管から雨水の浸入を防ぐこと。
- g. 実際の生産量を記録すること。
- h. c, e, g で定めた毎日の排水量、排水基準項目の含有量、毎日の実際の生産量を記録した報告書を、少なくとも3ヶ月に一回、環境管理庁長官、知事、技術的に産業界を監督する政府機関、及び法律に対応するために必要だと考えられるその他政府機関に提出すること。

#### 第7条

本大臣令の第4条及び第5条で定めた要件、及び水質汚染の抑制に関する1990年政令第20号の第26条の要件が、公害法(公害規制)の許可の中で明記されなければならない。

#### 第8条

第2条(1)項で定められた産業の業種が、本大臣令前に定められている場合は、以下の通りである。

- a. 排水基準が本大臣令の別紙で定められた排水基準より厳しい又は同等の場合は、その排水基準を引き続き有効とする。
- b. 排水基準が、本大臣令の別紙で定められた排水基準より緩い場合には、その排水基準は、本大臣令の規定後、少なくとも1年以内に、本大臣令の排水基準と調整させなければならない。

#### 第9条

本大臣令の施行に伴い、すでに運営している事業に対する排水基準に関する人口環境担当国務大臣令1991年第11号は、無効及び法的拘束力を失う。

ジャカルタにて、制定

1995年10月23日

環境大臣

(署名)

Sarwono Kusumaatmadja